

事務連絡  
令和3年12月3日

各指定介護保険事業所 御中  
(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市に所在する事業所を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

### 令和3年度指定介護保険事業所新規セミナーの実施について

本県の介護保険制度の適正な運営につきましては、日頃格別の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、次のとおり標記セミナーを実施しますので、対象者の受講について御配慮くださるようお願いいたします。

#### 1 目的

介護保険事業の円滑な運営を推進するため、新規セミナーを実施します。

#### 2 実施方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止観点から、会場に会場しての開催ではなく運営の手引きを読んで確認テスト及び練習問題に回答し、電子申請システムで提出することにより、新規セミナーに参加したとみなします。

また、神奈川労働局から提供を受けた労働法令関係資料、公益財団法人介護労働安全センター神奈川支所から提供を受けた介護労働に関する支援事業資料を掲載していますので併せて確認してください。

#### 3 対象

- (1) 横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く県内市町村に所在する新規指定事業所  
令和3年4月1日～令和4年3月1日までに指定した事業所
- (2) 管理者変更に伴う新任管理者  
令和3年3月2日から令和4年3月1日までに就任した管理者

#### 4 回答期間

令和3年12月3日(金)～令和4年3月15日(火)

#### 5 運営の手引き、確認問題及び練習問題の掲載先

「介護情報サービスかながわ」(<https://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>) に掲載しています。

- (1) 令和3年度8月版運営の手引き
  - 事業者
  - ライブラリー(書式/通知)
    - 9. 運営状況点検書・運営の手引き
    - 2. 運営の手引き
    - 各サービス

## (2) 確認テスト・練習問題

—事業者

—ライブラリー（書式/通知）

—10. セミナー・講習会・研修

—令和3年度指定介護保険事業所新規セミナー

—各サービス

※確認テスト及び練習問題は、介護情報サービスかながわからダウンロードの上、電子申請システムに添付してください。

※訪問介護、通所介護及び通所リハビリテーションは、確認テストの他に練習問題もありますので、どちらも提出してください。

※電子申請システムによる報告が困難な事業所については、電子メール又はファックスによりご提出ください。

## 6 確認テスト・確認問題及び電子申請システム申請方法

手順①

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=26157](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=26157) にアクセス。

手順②

手続き名の「指定介護保険事業所新規セミナー」をクリック。

手順③

手続き申込み画面で「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック。

手順④

手続き内容及び利用規約を確認。

手順⑤

メールアドレスを入力して、「完了する」をクリック。

手順⑥

送られてくる「指定介護保険事業所新規セミナー」の URL へアクセス。

手順⑦

各項目に入力して、「確認へ進む」をクリック。

手順⑧

申込内容の確認をして、「申し込む」をクリック。

## 7 解答について

令和4年4月1日に介護情報サービスかながわに掲載します。なお、期間内に提出した事業所は、1か月に1回程度取りまとめの上、電子メールで解答を送付予定です。

問合せ先

在宅サービスグループ 柳沢

電 話：045 (210) 4824

F A X：045 (210) 8874

メール：kaigoshidou@pref.kanagawa.jp